

犯罪被害者等支援ノート等 デザイン・印刷等業務委託仕様書

1 業務名

犯罪被害者等支援ノート等 デザイン・印刷等業務

2 業務の目的

犯罪被害者等と関係者との情報共有を図り、適切な窓口へ案内し、必要な支援へ繋げる「犯罪被害者等支援ノート」や、犯罪被害者等の雇用の安定を図るなど事業者に対して犯罪被害者等の支援について理解を深める「事業者向けリーフレット」を県民等へ分かりやすく示すため、デザイン及び印刷等の業務を委託する。

3 委託期間

本県業務の委託期間は、契約締結日から令和6年10月31日（木）までとする。

4 委託業務内容

本件業務は、デザイン・レイアウト等の企画、写真・イラストの用意、校正、印刷・製本までの一切を行う。

なお、業務内容の詳細については、愛媛県と本件業務の受託者（以下「受託者」という。）が協議の上、決定する。

(1) 犯罪被害者等支援ノートの作成

- 規格 B5判、30ページ程度、両面印刷、カラー
- 部数 100部

(2) 事業者向けリーフレットの作成

- 規格 A4三つ折り、カラー
- 部数 1,000部

(3) 犯罪被害者等支援リーフレット(令和5年度作成分)の増刷

- 規格 A3二つ折り、カラー
- 部数 3,000部

5 事業計画書及び実績報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに事業実施内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、受託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 委託業務の実施状況について、県ホームページ等に掲載できる画像データ（PDF等）を提出すること。
- (4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内で仕様の変更に応じること。

6 成果品

- (1) 成果品 (PDF 及びイラストレーター等のデータを含む) の帰属
本業務で得られた成果は、原則として県に帰属する。
- (2) 納入期限
令和 6 年 10 月末を目途に作成、納品すること。
- (3) 納入場所
愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課

7 留意事項

- (1) 著作権の扱い
本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する権利を含む。）は、県に帰属するものとする。
また、これらが無償で二次利用できるものとする。
- (2) 権利関係の処理
 - ① 広告物等に含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
 - ② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
 - ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (3) 秘密保持
本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) その他
本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合、県と受託者が協議の上、定めることとする。
上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然と考えられるものについては本業務とする。